

○福島県循環型社会形成に関する条例

平成十七年三月二十五日
福島県条例第二十六号

目次

前文

第一章 総則(第一条―第九条)

第二章 循環型社会形成推進計画(第十条)

第三章 循環型社会の形成に関する基本的施策(第十一条―第三十四条)

附則

わたしたち人類の活動により生じる環境への負荷は、かつては、自然循環が有する浄化能力の範囲にとどまっていた。

しかしながら、科学技術の進歩などにより物的な豊かさを享受した一方、限りある地球の資源を大量に消費し、廃棄物を大量に排出するなど経済社会活動による環境への負荷を著しく増大させた結果、自然環境を阻害し、様々な環境問題を引き起こしてきた。

環境の世紀といわれる二十一世紀に生きるわたしたちは、地球の生態系の多様な機能に支えられていることを再認識し、その活動を地球環境に負荷を与えないような活動に転換していくことにより、本県の恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく必要がある。

このため、環境の保全を最優先し、環境への影響を未然に防止するとの基本的な考え方の下、これまでの大量生産型、大量消費型及び大量廃棄型の経済社会システムを変革することにより、豊かな自然をはじめとする本県の特性を生かした循環型社会を形成していかなければならない。

この循環型社会の形成には、わたしたち一人一人が、環境への負荷を低減する取組を自ら率先して実行するとともに、行政はもとより、県民、事業者、民間の団体等のあらゆる主体が幅広く連携しながら、県民総参加で取り組んでいくことが重要である。

その結果、二十二世紀の本県では、これらの考え方が子、孫さらに将来の世代にまで引き継がれて、適正な資源循環が確保されるとともに、自然循環が健全な状態に保全され、自然と人が共生する循環型社会が形成されるものと確信し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、福島県環境基本条例(平成八年福島県条例第十一号)の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 循環型社会 適正な資源循環が確保されること等により資源の消費及び廃棄物等の

発生が抑制され、自然循環が健全な状態に保全された環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会をいう。

二 資源循環 物質が資源として自然界から採取され、原材料又は製品等として経済社会活動に伴い循環することをいう。

三 適正な資源循環 資源循環の過程において、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分(廃棄物(ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のものをいう。以下同じ。)としての処分をいう。以下同じ。)が確保されていることをいう。

四 自然循環 物質が大気、水、土壌、生物等の間を循環することをいう。

五 環境への負荷 福島県環境基本条例第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。

六 廃棄物等 次に掲げる物をいう。

ア 廃棄物

イ 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品で現に使用されていないもの又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品(アに掲げる物を除く。)

七 循環資源 廃棄物等のうち循環的な利用が可能な物をいう。

八 循環的な利用 再使用、再生利用及び熱回収をいう。

九 再使用 循環資源を製品としてそのまま使用すること(修理を行ってこれを使用することを含む。)又は循環資源の全部若しくは一部を部品その他製品の一部として使用することをいう。

十 再生利用 循環資源の全部又は一部を原材料として利用することをいう。

十一 熱回収 循環資源の全部又は一部であつて、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。

十二 再生可能な資源 自然界において再生されることにより持続的な採取が可能な木材その他の資源をいう。

十三 再生不可能な資源 その量に限りがあり、持続的な採取が困難な原油、石炭その他の資源をいう。

十四 バイオマス 動植物に由来する有機物であつて資源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をいう。

十五 地産地消 農林水産物又は製品等を当該農林水産物又は製品等の生産された地域又はこれに近接した地域で使用し、又は消費することをいう。

(平二六条例二一・一部改正)

(自然循環の保全)

第三条 循環型社会の形成は、人間が生態系の多様な機能に支えられていること及びその生態系が自然循環の中で微妙な均衡を保つことによって成り立っていることにかんがみ、その均衡が環境への負荷によって損なわれないよう自然循環が健全に保全されることを旨として行われなければならない。

(適正な資源循環の確保等)

第四条 循環型社会の形成は、有限な資源の過剰な消費及び大量の廃棄物の排出が自然界に大きな負荷を与えていることにかんがみ、再生可能な資源が持続的に再生可能な範囲で利用されること及び地域内でのその利用が促進されること、再生不可能な資源はその消費が抑制されること並びに技術的及び経済的に可能な範囲で適正な資源循環を確保することを旨として行わなければならない。

(心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換)

第五条 循環型社会の形成は、その実現が心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換が図られることによりなされるものであることにかんがみ、すべてのものがその活動による環境への負荷を低減するよう努めることを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第六条 県は、前三条に定める循環型社会の形成についての基本理念(以下「循環の理念」という。)にのっとり、循環型社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、循環の理念にのっとり、循環型社会の形成に関し、市町村が当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 県は、循環の理念にのっとり、第一項の施策の実施に当たり、県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体(以下「県民等」という。)並びに市町村等と緊密な連携を図るよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、循環の理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減を図り、自然循環が健全に保全されるよう努めなければならない。

2 事業者は、循環の理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、原材料等がその事業活動において循環資源となった場合には、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源については、自らの責任において適正な処分をする責務を有する。

3 製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、循環の理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、当該製品、容器等が廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該製品、容器等の設計の工夫及び材質又は成分の表示その他の当該製品、容器等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進し、及びその適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置を講ずる責務を有する。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、循環の理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、再生品を使用すること等により循環型社会の形成に自ら努めるとともに、県が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第八条 県民は、循環の理念にのっとり、その日常生活において、環境への負荷の低減を図り、自然循環が健全に保全されるよう努めなければならない。

2 県民は、循環の理念にのっとり、製品をなるべく長期間使用すること、再生品を使用すること、循環資源が分別して回収されることに協力すること等により、製品等が廃棄物等となることを抑制し、及び製品等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進するよう努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、県民は、循環の理念にのっとり、循環型社会の形成に自ら努めるとともに、県が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。

(適切な役割分担及び超学際的な連携等)

第九条 循環型社会の形成は、県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で不可欠なものであることにかんがみ、その実現のために必要な措置がすべてのものの適切な役割分担及び超学際的な連携(課題の解決に向けて、様々な主体が多様な知恵を結集し、領域を超えて幅広く連携することをいう。)の下に自主的かつ積極的に行われ、かつ、当該措置に要する費用がこれらのものにより適正かつ公平に負担されることを旨として行われなければならない。

第二章 循環型社会形成推進計画

第十条 知事は、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、循環型社会の形成に関する計画(以下「循環型社会形成推進計画」という。)を定めなければならない。

2 循環型社会形成推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 循環型社会の形成に関する基本方針

二 循環型社会の形成に関する施策に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、循環型社会形成推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、福島県環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、循環型社会形成推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、循環型社会形成推進計画の変更について準用する。

6 循環型社会形成推進計画の見直しは、おおむね五年ごとに行うものとする。

第三章 循環型社会の形成に関する基本的施策

(森林の保全、整備等)

第十一条 県は、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、木材の供給等の森林が循環型社会の形成に果たす多面にわたる機能(以下この条において「森林の有する多面的機能」という。)にかんがみ、森林を適正に保全し、及び整備するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている林業の振興を図るため、林業を担う人材の育成及び確保、県産木材等の安定供給及び需要の拡大その他の必要

な措置を講ずるものとする。

- 3 県は、県民が森林の有する多面的機能についての理解を深め、並びに県民等が自発的に行う森林の整備及び保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(持続性の高い農業生産方式の普及等)

第十二条 県は、農業による環境への負荷を低減し、及び持続可能な農業の確立を図るため、持続性の高い農業生産方式(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成十一年法律第百十号)第二条に規定する持続性の高い農業生産方式をいう。)の導入を促進し、並びにそれらを担う人材の育成及び確保を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、水源のかん養、自然環境の保全等の機能を有する農地を適正に保全し、及び整備するため、必要な措置を講ずるものとする。

(水産資源の適切な保存、管理等)

第十三条 県は、水産資源の適切な保存及び管理を図るため、水産動植物の生育環境の保全及び改善並びにそれらを担う人材の育成及び確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

(健全な水の循環を保全するための総合的な管理)

第十四条 県は、水環境(水質、水量、水生生物、水辺地その他の水を取り巻く包括的な自然環境をいう。以下同じ。)が人間の活動によって著しく損なわれることなく、健全な水の循環が行われるよう、森、川、海等の環境が一体として保全されるようにするため、排水処理施設等の適切な整備等の促進その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、水の効率的な利用により環境への負荷を低減するため、雨水の貯留又は浸透のための施設の整備を促進するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、県民等が自発的に行う水環境の保全活動及び当該保全活動を目的とした河川流域における地域交流を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環の保全)

第十五条 県は、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群が豊かな自然環境に恵まれた貴重な水資源であることにかんがみ、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環が保全されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(野生動植物の保護)

第十六条 県は、生物の多様性を保全し、豊かな生態系を確保するため、環境の変化により減少しつつある野生動植物が保護されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(緑化の推進及び緑地の保全)

第十七条 県は、自然循環が健全に保全されるよう、緑化の推進及び緑地の保全のため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然再生の推進)

第十八条 県は、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すため、自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、又はその状態を維持管理する事業の推進に努めるものとする。

する。

(県の工事等における健全な自然循環への配慮)

第十九条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業に係る工事等を行うに当たっては、環境への負荷の少ない工法を採用すること等により、自然循環が健全な状態に保全されるよう配慮するものとする。

(資源及びエネルギーの消費の抑制)

第二十条 県は、資源及びエネルギーの消費の抑制を促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(新エネルギー利用等の促進)

第二十一条 県は、新エネルギー利用等(新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成九年法律第三十七号)第二条に規定する新エネルギー利用等をいう。)の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷を低減するための交通の円滑化)

第二十二条 県は、交通渋滞に伴うエネルギーの消費を抑制し、環境への負荷を低減するため、道路の改良、公共交通機関の利用の促進その他の交通の円滑化のために必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物等の発生の抑制及び循環資源の循環的な利用の促進)

第二十三条 県は、県民等及び市町村等が連携して行う廃棄物等の発生の抑制及び循環資源の循環的な利用に関する活動を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、循環資源の循環的な利用を促進するため、循環資源を利用して製造された優良な製品の認定、当該認定を受けた製品の普及促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(事業者による循環型社会の形成への取組の促進)

第二十四条 県は、事業者による循環型社会の形成への取組を促進するため、情報の提供、循環型社会の形成に自ら努めていると認められる事業所の認定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境物品等への需要の転換の促進)

第二十五条 県は、県民等が物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、環境物品等(国等による環境物品等の調達に関する法律(平成十二年法律第百号)第二条第一項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。)を選択するよう促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境物品等への需要の転換を促進するため、物品及び役務の調達に当たっては、環境物品等を選択するよう努めるものとする。

(地産地消の促進)

第二十六条 県は、地産地消が環境への負荷の低減に資する面があることにかんがみ、県民

等の地産地消を促進するよう必要な措置を講ずるものとする。

(バイオマス製品の使用の促進)

第二十七条 県は、バイオマスを原料とする製品(以下「バイオマス製品」という。)の使用が環境への負荷の低減に資する面があることにかんがみ、県民等のバイオマス製品の使用を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(産業廃棄物の適正な処理)

第二十八条 県は、産業廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。)が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障の防止及び除去等)

第二十九条 県は、循環資源の利用又は処分に伴う環境の保全上の支障の防止及び除去並びに安全の確保を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等)

第三十条 県は、循環型社会の形成について県民等の理解を促進するため、循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進)

第三十一条 県は、県民等が行う循環型社会の形成に関する自発的な活動の促進を図るため、人材の育成、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第三十二条 県は、循環型社会の形成に関する施策の策定及び実施に必要な調査を実施するものとする。

(科学技術の振興)

第三十三条 県は、循環型社会の形成に関する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第三十四条 県は、循環型社会の形成に関する施策を実施するために必要な経済的措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平二六条例第二一号)

この条例は、公布の日から施行する。